

令和6年12月2日 改正マイナンバー法施行
⇒現行の被保険者証の新規発行終了



この間に転入や社会保険を離脱されたことにより新たに本市の国保資格を取得した場合は、現行の被保険者証は発行されないため、

**マイナ保険証を保有していない方には資格確認書、
マイナ保険証を保有している方には資格情報のお知らせ
(資格情報通知書)を交付します。**

なお、すでに現行の被保険者証をお持ちの方には、有効期限到来前に、資格確認書または資格情報のお知らせ
(資格情報通知書)を交付します。

令和7年9月30日 現行の被保険者証の有効期限到来